

施策1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

施策の方向性	手話教室を主として、目的や対象に応じた実施方法、プログラムを整備するとともに、市民に対して手話やろう者への理解を広く深めるための機会を創出する。
--------	--

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
年々、手話学習への理解が広がっているが、市内全校での実施には至っていない。	早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校で実施する手話教室の充実を図る。	全小中学校での手話教室の実施をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習実施状況の把握 ・未実施校への学校訪問による説明
条例制定から5年が経過するなかで、市民に更に手話を言語としての認識を深める取り組みが必要である。	条例制定5年を機に、手話に関するイベントを開催し、市民が手話やろう者と交流できる場を設定することで、手話を身近に感じ、理解を深める機会を作る。	手話に関するイベントを開催(令和2年予定)する。イベント後において、5年間の検証を行い、手話施策の見直しを行う。	手話施策推進会議において <ul style="list-style-type: none"> ・イベント内容の検討・運営・実施 ・チラシの内容の検討 ・イベント後の事業評価、課題整理、方針も含めた見直し
市内の商店や事業所が手話を積極的に学べる環境が整備されていない。	社会参加しやすい環境を整備することや手話への理解を進めるため、市内事業所への手話を普及する。	商工会と連携し、市内の事業者に対して講習を開催する。(市内の事業者の8割以上の受講をめざす。)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と実施方法の調整 ・協力事業者の広報支援(ステッカーの配布など) ・未実施事業者への啓発

施策2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

施策の方向性	ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、他者と交流するためのスペースを提供することで、情報交換や個人の自立、社会参加を高める。また、災害時等にコミュニケーションを円滑に行うための手法について先進事例などを研究し、宍粟市に適した支援の方法を模索する。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
ろう者(児)は、聞こえないことなどの要因から十分な情報を得られず地域から孤立する恐れがあるため、日中に交流し、情報交換できる場があるとよい。	ろう者(児)を含む障がいを持った方が社会参加でき、交流できる居場所や交流スペースの確保を図る。	ろう者(児)を含む障がいを持った方、支援者、市民が気軽に集い交流できる居場所づくりの場の確保をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ協会や手話サークルなど関係機関と必要な場について意見交換 ・公共施設管理者との調整
ろう者(児)は聞こえる方に比べて、急病・家事などの緊急時に連絡、通報する手段が限られている。(ファックス、メール、ネットでの対応してくれるところが少ない。)	ろう者(児)の緊急時の通報がし易くするため、西はりま消防組合が導入するNET119の利用登録に係る周知、利用登録サポートを実施する。	NET119を利用した緊急時の通報支援が必要な方全員の登録を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合との連携・調整 ・対象者への周知、説明会の開催 ・登録の支援
災害時の避難所や買い物を行う商店では、手話によるコミュニケーションをとることが容易でないため、応対時に意思疎通を円滑にするためのツールが必要である。	コミュニケーションボードを作成し、避難所や商店に設置する。	全避難所及び全商店に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との取組方法の調整 ・避難所運営部署と取組方法の調整
地域で安心して生活するためには、医療が必要不可欠であるため、公立病院職員の手話への理解を深めることが必要である。	公立病院職員への手話の普及・啓発・定着を推進する。	手話が必要な方が公立病院を受診した際に、病院職員で対応できる環境をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な研修プログラム等の提案・調整 ・職員研修の中で手話研修を実施
ろう者(児)の方が必要とする情報を、設置手話通訳者を介してスマートフォンやタブレットなどを活用することで情報伝達できる仕組みがあると良い。	電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスを調査、研究する。	調査、研究の結果に基づき、実現に向けて取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地からの情報収集 ・導入に向けた課題を整理、解決方法の調整

施策3 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

施策の方向性	将来的な登録手話通訳者(士)の不足に対して、レベルに応じた段階的な養成講座を実施していく必要がある。また、手話施策の推進に伴い増加する業務量や職責に応じた雇用形態、人員体制の確保、整備を行っていく。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
手話教室受講後に復習する教材や資料がないため、習得した手話や知識が定着しない現状がある。	しーたん手話講座を活用したパンフレットの作成や手話動画の制作による支援を行う。	手話講座の内容や素材を活用し、手話教室の復習を目的としたパンフレットや動画を制作し、受講者に配布することで、定着化を図り、意思疎通支援者の確保につなげる。登録者数を20名に増員し、登録者における有資格者の割合を50%以上をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者と手話定着に向けた課題の整理 ・パンフレットや動画の内容を調整
登録意思疎通支援者16名となっているが、9名は資格を有していない。支援が必要とする方の情報保障やコミュニケーション支援を行う上で、登録者の有資格化を進める必要がある。	有資格者の養成には、かなりの期間を要するため計画的な講座の実施や受験対策の支援を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・手話に興味をもってもらう啓発 ・手話講座の啓発の強化 ・統一試験対策講座の継続実施 ・レベルアップ講座の継続実施 ・手話通訳士試験対策講座の実施検討
支援を行う際には、様々な場面が想定されるため、登録者全体で課題を共有し、困難事例に対する対応について情報共有を図る必要がある。	意思疎通支援事業を円滑に進める登録意思疎通支援者を主体とする連絡会を開催する。	定期的に開催できる組織とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との事前調整 ・組織のルール調整 ・現任研修の継続実施 ・けいわん検診の受診
手話施策の推進により意思疎通支援者の派遣が増え、設置手話通訳者が行う派遣調整や夜間等の緊急対応など業務の負担が増大している。	手話による支援が適切に行える環境を確保するとともに、市民の方に、更に手話を言語として、理解を深めるための取組を展開するため、設置手話通訳者の待遇を改善を図る。	設置手話通訳者の複数設置、また、正規職員化をめざすことで、安定した支援体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・正規化に向けた課題の整理と課題解決に向けた協議、調整 ・手話奉仕員養成講座担当講師の養成